

国外投資家の配当利益による直接投資の税額控除政策

財政部・税務総局・商務部は 2025 年 6 月 30 日、《国外投資家の配当利益による直接投資の税額控除政策に関する公告》（財政部 税務総局 商務部公告 2025 年第 2 号、以下、本公告）を公布しました。

本公告により、2025 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日までの間、国外投資家が中国国内の居住者企業から配当された利益を国内直接投資のために使用し、条件に合致した場合、投資額の 10%を限度として国外投資家の当年度の納税額から控除することが認められます。

国外投資家が本公告の税額控除政策を享受するに際しては、国内直接投資が 5 年以上継続して保有されることや、被投資企業の従事する産業が《奨励外商投資産業目録》に掲載された奨励産業に属することなど、各種規定の条件に合致する必要があります。

本公告の原文については、以下のウェブサイトをご参照ください。

https://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202506/t20250630_3966887.htm

<本公告の概要>

1. 税額控除政策

■ 税額控除額

- 2025 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日までの期間で、国外投資家が中国国内の居住者企業から配当された利益を国内直接投資のために使用し、それが規定条件に合致する場合、投資額の 10%を限度として国外投資家の当年度の納税額から控除することが認められる。また当年度において控除しきれない場合、翌年度以降に繰り越して控除することが可能
- 中国が外国政府と締結した租税協定において、配当・特別配当などの権益性投資収益に適用される税率が 10%を下回る場合、その協定税率を適用

■ 税額控除対象

- 配当利益による国内直接投資の実施日以降、国外投資家が利益配当企業から取得する企業所得税法第 3 条第 3 項に規定する配当・特別配当、利息、特許権使用料などの所得に課される企業所得税（源泉税）

■ 適用期間

- 2025 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日までの期間に実施した国内直接投資
- 2028 年 12 月 31 日以降も税額控除可能残高が残る場合、当該控除残高がゼロになるまで適用可能

■ 遡及期間

- 国外投資家が 2025 年 1 月 1 日から本公告の公布前に実施した条件に合致する国内直接投資は、税額控除政策の遡及適用可能。2025 年 1 月 1 日以前に行われた国内直接投資は遡及適用不可

2. 適用条件

- 本公告の税額控除政策を享受するには、以下の条件に**全て合致する**必要あり

① 利益源泉	国外投資家が配当を受ける利益は、中国国内の居住者企業からの配当・特別配当などの権益性投資収益であること
② 直接投資	- 国外投資家が配当利益を利用して行う中国国内の増資・新設・持分取得などの権益性投資であること。ただし、上場会社の株式取得・買収は除く（条件に合致する戦略投資業務は含まれる）。具体的には以下の投資が概要： ➤ 中国国内の居住者企業の実収資本金または資本準備金の新規増資・振替増資 ➤ 中国国内の居住者企業への国内直接投資・新設投資 ➤ 非関連先からの中国国内の居住者企業の持分取得
③ 投資先	国外投資家による国内直接投資の期間中、被投資企業の従事する産業が《奨励外商投資産業目録》に掲載された全国外商投資奨励産業に属すること
④ 投資期間	国外投資家による国内直接投資は、継続して 5 年（60 ヶ月）以上保有すること
⑤ 支払方式	- 現金支払方式：当該資金は、利益配当企業の口座から被投資企業または持分譲渡先の口座に直接振り替え、その他口座への資金移動不可 - 非現金支払方式：当該資産の所有権は、利益配当企業から被投資企業または持分譲渡先に直接移転、その他企業・個人の代理保有や一時保有不可

3. 申告手続き

■ 商務部門への情報報告

- 国外投資家は、被投資企業を通じて商務部業務システム統一プラットフォーム（外商投資総合管理アプリケーション）を利用し、所在地の商務主管部門に、国外投資家の名称・所在国、被投資企業と利益配当企業の名称・所在地、国内直接投資の実施時期・産業分野・金額などの情報報告し、関連証憑を提出
- 商務主管部門の確認後、その他関連部門の審査を経て、条件に合致することが承認された場合、全国共通コード付き《利益再投資情況表》などの関連書類を発行

■ 税務機関への税額控除申告

- 国外投資家は、税収管理の要求に基づき、利益配当企業に条件に合致する書類提出
- 利益配当企業は、国外投資家に対して配当・特別配当、利息、特許権使用料などを支払う際、税務機関に国外投資家が納付すべき企業所得税（源泉税）の控除申告

4. 投資回収時の留意点

■ 投資期間：5年（60ヵ月）以上の場合

- 国外投資家が税額控除政策を享受した国内直接投資の全部または一部を回収した場合、その投資回収に紐づく国内居住者企業からの配当利益に対し、投資回収後の7日以内に利益配当企業の所在税務機関に繰延べた税額を申告・追納する。本公告の税額控除可能残高がある場合、控除利用可能

■ 投資期間：5年（60ヵ月）未満の場合

- 投資回収に紐づく国内居住者企業からの配当利益は、本公告の規定条件に合致しないものとみなし、国外投資家は繰延べた税額を申告・追納することに加えて、国外投資家が享受できる税額控除額を比率に応じて減額させる。また、すでに使用した税額控除額が調整後の控除限度額を超過した場合、国外投資家は投資回収後の7日以内に超過部分の税額を追納

以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心12階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区通協路269号
建滔商業広場5号楼7階
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心13階T30室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心
北楼16階1601、1605-1606、
1608、1615、1628-1629室
TEL : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新國際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 國際大厦16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区
東南大道33号 科創大厦8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金
財富広場1号楼601、605-608室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市拱墅区武林街道延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景國際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記二次元コードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。



SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION
(CHINA) LIMITED